

社会保険

こうち

Tosa Kochi

3

2016



安芸市「野良時計」

- 日本年金機構からのお知らせ 2~3
- 協会けんぽからのお知らせ 4~5
- 社会保険協会からのお知らせ
 - ◎ 健康づくり事業「宿毛湾船釣り大会」のご案内[申込書] 6

職場内で回覧しましょう!

日本年金機構からのお知らせ

短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります！

平成28年10月1日から、「**特定適用事業所**」に勤務する「**短時間労働者**」は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

特定適用事業所とは

同一事業主の適用事業所(注1)の厚生年金保険被保険者数の合計が**常時**(注2)500人を超える事業所が該当します。

(注1)同一事業主の適用事業所

実際に事業主が同一であるかにかかわらず、次に該当する適用事業所のグループをいいます。

- **法人事業所** …………… 法人番号が同じ適用事業所
- **個人事業所** …………… 現在の適用事業所
- **国、地方公共団体** …… 同一の省、地方公共団体に属する適用事業所

(注2)常時

1年のうち6カ月以上、厚生年金保険被保険者数の合計が500人※を超えることが見込まれる場合。

※厚生年金第2号～第4号被保険者である共済組合員も含まれます。

短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、**常時雇用者の4分の3未満**で、以下の①～④の**すべてに該当する方**をいいます。

① 週の所定労働時間が20時間以上であること

週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が**通常の週に勤務すべき時間**をいいます。(雇用保険の取り扱いと同様です。)

【「所定労働時間」が週単位以外の場合】

- **1カ月単位**で定められている場合
→1カ月の所定労働時間を12分の52で除して算定します。
(特定の月の所定労働時間に例外的な**長短がある場合**は特定の月を除いて算定します。)
- **1年単位**で定められている場合
→1年間の所定労働時間を52で除して算定します。
- 1週間の所定労働時間が**短期的かつ周期的に変動**する場合
→平均により算定します。



日本年金機構

Japan Pension Service

② 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた額が、8.8万円(年収106万円)以上である場合となります。ただし、次に掲げるものは除きます。

【除外対象】

- 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金
(例. 結婚手当、賞与等)
- 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金
(例. 割増賃金等)
- 最低賃金法で算入しないことを定める賃金
(例. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

③ 勤務期間が1年以上見込まれること

勤務期間が1年以上見込まれる場合とは、次のとおりです。

- 期間の定めがなく雇用される場合
- 雇用期間が1年以上である場合
- 雇用期間が1年未満である次の場合
 - 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されている場合
 - 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されていないが、同様の雇用契約で1年以上更新された実績がある場合

④ 学生でないこと

生徒または学生は適用対象外となります。(雇用保険の取り扱いと同様です。)

大学、高等学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)等に在学する生徒または学生

ただし、次に掲げる方は、被保険者となります。

- 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- 休学中の方
- 大学の夜間学部および高等学校の定時制(夜間等)課程の方

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください！

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

高知東年金事務所	☎088-831-4430	〒780-8556	高知市棧橋通4-13-3
高知西年金事務所	☎088-875-1717	〒780-8530	高知市旭町3-70-1
南国年金事務所	☎088-864-1111	〒783-8507	南国市大桶甲1214-6
幡多年金事務所	☎0880-34-1616	〒787-0023	四万十市中村東町2-4-10

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成28年度の保険料率は 平成28年3月分(4月納付分)から変わります

高知支部の健康保険料率は**引上げ**となります。
介護保険料率は変わりません。皆様のご理解をお願い申し上げます。

<p>現行</p> <p>10.05%</p>	健康保険料率	<p>平成28年 3月分～</p> <p>10.10%</p>
<p>現行</p> <p>1.58%</p>	介護保険料率	<p>平成28年 3月分～</p> <p>据え置き</p>

※40歳から64歳までの方(介護保険料2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

～年に一度は、からだを点検! 健診を受けましょう!!～

平成28年度 生活習慣病予防健診のご案内

全国健康保険協会高知支部では、加入者の皆様の健康保持・増進のため、年度内お一人様1回に限り健診費用の一部を補助しています。

日々、仕事や子育て、介護などに追われ、ご自分の健康が後回しになっていませんか？年に一度は健診を受けて、「あなたの健康」をチェックしましょう！

生活習慣病予防健診

診察や尿、血液検査など約30項目の全般的な検査をする健診です。この健診の中には、肺がん、胃がん、大腸がん検診の項目も含まれています。また、偶数年齢の女性は、乳がん検診や子宮頸がん検診も受診できます。

- ▶ **対象**：35歳～74歳の被保険者(ご本人)
- ▶ **申し込み方法**：生活習慣病予防健診を実施している健診機関へ予約した後、協会けんぽへ生活習慣病予防健診**申込書**を郵送で提出してください。
- 従来より送付している対象者名を印字した申込書は、3月下旬頃、事業主様へお送りします。
- 健診機関によっては、3月末まで次年度の予約受付ができないこともあります。申込みの詳細は、直接、健診機関にご確認ください。
- 健診の内容や健診機関の一覧などの詳細は、協会けんぽホームページおよび申込書と一緒に送付するパンフレット等をご覧ください。
- **FAX やインターネットによる受付はできません**ので、ご了承ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 高知支部 保健グループ ☎088-820-6020(健診・保健指導担当部署直通)

退職される方の健康保険証は「確実な回収」をお願いします

従業員の方が退職をされる時には、必ず保険証(扶養家族分も含む)の回収をお願いします。在職中の保険証は、退職日の翌日に無効(資格喪失)となります。

また、回収後の保険証は「被保険者資格喪失届」に添付し、速やかに日本年金機構事務センターまたは管轄の年金事務所へご提出をお願いします。

退職後の健康保険加入のご案内

協会けんぽにご加入の方が退職される場合には、以下の3つの健康保険のなかから保険料や給付内容等を比較検討のうえ、ご本人で選択された健康保険へ手続きする必要があります。

3つの方法の比較

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に手続きをすること(郵送の場合は必着) 	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります ●ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります(保険料の上限あり) ●都道府県で保険料率が異なるため、在職中と退職後に加入する支部が異なる場合、2倍とならない場合があります ●原則2年間変わりません(保険料率の変更等を除きます) ※被扶養者の保険料負担はありません 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料は加入する世帯の人数・前年の所得などによって決まります ●お住まいの市町村により保険料額が異なります ●保険料の減免制度があります ※倒産、解雇、雇止などにより離職した場合は保険料が減免される場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者の保険料負担は原則ありません

⚠️ ご注意ください!
任意継続加入期間中は、国民健康保険の加入や扶養家族になるといった任意の理由により途中でやめることはできません。

協会けんぽの任意継続健康保険へのご加入お手続きの際は、下記の点に特にご注意ください。

- 「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」は、退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)に、お住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご提出ください。また、郵送で申請される場合にも、**20日以内に必着**するようにお送りください。
 - ご家族を被扶養者として手続きする場合は、学生および未就学児を除き、収入の有無にかかわらず、**収入要件を満たすことを確認できる書類が必要**です。
- ※在職中に扶養家族であり、退職後も引き続き扶養家族として手続きを行う場合であっても、添付書類が必要となります。
- ※被保険者と苗字が異なる場合など、収入確認以外の添付書類が必要となる場合があります。

(一財)高知県社会保険協会からのお知らせ

第三三二号 ●平成二十八年三月発行

●発行 / (一財) 高知県社会保険協会

●記事提供 / 高知東年金事務所・全国健康保険協会高知支部

高知県社会保険協会 健康づくり事業『魚釣り大会』のご案内

第29回 宿毛湾船釣り大会

申込締切
平成28年
4月14日(木)
まで

- 主催 (一財)高知県社会保険協会
- 後援 幡多社会保険委員会・船釣同好会
- 参加資格 各年金事務所の健康保険・厚生年金保険適用事業所の事業主及び被保険者の方々に限らせていただきます。

- 開催日時 **平成28年5月8日(日)**
午前6時30分に出港(午前6時より集合場所で受付)
(注)当日、悪天候(海上の状況)により、順延することがございます。
なお、雨天(小雨)であっても海上が穏やかな場合は実施いたします。

- 集合場所 宿毛市片島丸島岸壁
- 募集人員 28名様程度(ただし、1事業所4名様まで)
- 個人負担 1人 1,500円(当日、受付と同時にお願いします)
*「サシ餌」・「氷」は各個人でご準備下さい。
*ただし、アミエビ(餌)は主催者側で準備いたします。
(1人あたり2個)

- お願い ①ライフジャケットの着用をお願いします。
②海に物を投げ捨てないよう、マナーを守りましょう。

- 申込方法 下記の申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
(FAXにて申し込み可)

- 申込先 〒780-0861 高知市升形9-47 MRビル2階
(お問合せ先) 一般財団法人 高知県社会保険協会
TEL 088-820-8171 **FAX 088-821-4055**

- その他 参加を中止される方は、4月28日(木)までにご連絡をお願いします。

集合(受付)場所



切り取り

第29回 宿毛湾船釣り大会 参加申込書

健康保険 番号	(フリガナ)	生年月日	住 所	電話番号
	参加者氏名			
				() -
				() -
				() -
				() -
事業所所在地	(〒 -)			
事業所名称				
事業所整理記号	-	(例:20-イロハ)	事業所電話番号	() -
申込責任者氏名			申込責任者電話番号	() -

※ご記入いただいた個人情報につきましては、第29回宿毛湾船釣り大会の運営以外には使用いたしません。